

所管施設の特定天井改修工事について

商業金融課、産業振興課、スポーツ振興課

(1) 経緯

- 2011年（平成23年）に発生した東日本震災において、吊り天井等落下の被害が多数発生。天井の脱落・落下対策を強化する法整備が必要となる。
- 2014年（平成26年）4月1日に建築基準法施行令第39条3項が追加される改正が施行。この中で「特定天井」が定義され、天井脱落対策に係る技術的な基準が定められる。
- 本市では、施設ごとに計画的かつ適切な維持管理や保全の構築を目的とした個別長寿命化計画を策定。この計画に基づき、今回の特定天井改修工事を含め、必要な整備を実施している。

(2) 特定天井の定義

- 特定天井は、脱落により重大な危険（危害）がある天井を指し、以下の①～④を満たす天井をいう。
 - ①吊り天井であること
 - ②居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
 - ③高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるものを含むもの
 - ④天井面構成部材などの平米重量が2kg/㎡を超えるもの

(3) 令和2年度11月補正による予算計上について

- 適用期間が令和2年度契約分までに延長された緊急防災・減災事業の活用が可能な改修工事について11月補正で予算を計上（全庁統一）。

<参考>

起債名	概要	適用期間	対象施設		地方債措置		実負担
			公共施設	公用施設	充当率	交付税措置率	
緊急防災・減災事業	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備等	H25～H28 → R2まで (4年間延長)	○	○	100%	70%	30%

(4) 各施設の工事概要

施設名	予算額			工事箇所	改修内容	閉館期間 (予定)	工事期間中の施設対応
	R2	R3	計				
1 くまもと森都心プラザ (商業金融課)	51,300	83,400	134,700	5階 プラザホール	・既存の天井を撤去 ・天井を吊らずに鉄骨等を用いて躯体に緊結し、天井と建物を一体化 (音響性能を確保する際などに有効な手法)	R3年5月 ～ R4年3月	プラザホールのみ閉鎖
2 食品交流会館 (産業振興課)	35,700	57,900	93,600	1階 多目的ホール	・既存の天井を撤去 ・軽量柔軟な天井に置き換え (万が一天井が脱落した場合においても重大な人的被害を生ずる可能性は低い)	R3年4月 ～ R3年9月	多目的ホールのみ閉鎖
3 富合雁回館 (スポーツ振興課)	53,600	83,800	137,400	アリーナ	・既存の天井を撤去 ・軽量柔軟な天井に置き換え (万が一天井が脱落した場合においても重大な人的被害を生ずる可能性は低い)	R3年4月 ～ R3年9月	閉鎖
4 清水スポーツセンター (スポーツ振興課)	22,100	33,200	55,300		・既存の天井を撤去		